

## 平塚市教育委員会令和7年3月定例会会議録

### 開会の日時

令和7年3月28日（金）14時00分

### 会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

### 会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 菅野 和恵 委員 大野 かおり  
委員 増井 峰夫 委員 小林 誠

### 説明のため出席した者

#### ◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

#### ◎学校教育部

学校教育部長	石井 鮮太	学務課長	高梨 里志
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	中山 文恵		

#### ◎社会教育部

社会教育部長	石川 亜貴子	社会教育課長	石塚 誠一郎
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	新倉 好人
中央図書館長	藤田 忠義	博物館館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

### 会議の概要

#### 【開会宣言】

#### ○吉野教育長

これから教育委員会令和7年3月定例会を開会する。

#### 【前回会議録の承認】

#### ○吉野教育長

始めに、令和7年2月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

## ○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和7年2月定例会の会議録は承認されたものとする。

### 【非公開の発議】

## ○吉野教育長

本定例会に提出されている案件のうち、「報告第13号 人事案件について」と、「議案第47号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について」は、それぞれ人事及び個人に関わる案件であり、公正かつ円滑な審議を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び第8項及び平塚市教育委員会会議規則第15条第1項ただし書き及び第2項に基づき、非公開での審議を発議する。

発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、ただちに採決を行う。本件を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

## ○吉野教育長

異議がないため、この案件については、他の案件の審議終了後に非公開で審議する。

## 1 教育長報告

### (1)令和7年3月市議会定例会代表・総括質問の概要

#### 【報告】

## ○吉野教育長

令和7年3月市議会定例会における代表質問及び総括質問の第1回目の発言の概要について、教育委員会所管部分の報告をするものである。

詳細は、教育総務部長、学校教育部長、社会教育部長から報告する。

## ○教育総務部長

清風クラブの諸伏 清児議員の「市長に問う」のうち、「施政方針から」、「平塚市総合計画～ひらつかVISION～ 重点戦略・分野別施策より」として、「中学校体育館へのエアコン設置」との質問に対し、体育館へのエアコン設置については、建築年が古く、面積が異なる中学校（大野・中原・大住）3校の体育館へ試行的に設置する。供用開始は令和8年7月を予定しており、授業や部活動における暑さ対策として、良好な教育環境を確保するとともに、避難所としての環境改善を図ると答弁した。

続いて、「公共施設の取組について」のうち、「学校適正規模等の基本方針策定の進捗状況」との質問に対し、学識経験者や保護者代表などにより構成される検討委員会を設置し、2月5日に第1回目を開催した。会議では、各委員から、「検討にあたっての視点」や「アンケートの実施内容」などについて意見をいただいた。今後、6回の検討委員会を予定しており、令和7年度内に教育委員会が基本方針を策定する予定で進めていくと答弁した。

公明ひらつかの上野 仁志議員の「教育長に問う」のうち、「小・中学校の体育館のエアコン」として、「市内全体の小・中学校体育館への設置」、「体育館の断熱化を今回の工事のように進めていくのか」、「遮熱塗装の検討」との質問に対し、市内全体の小・中学校体育館への設置については、今回の3校の試行設置の検証を踏まえて検討する。また、今回は、これまでの事例研究や視察などから、断熱改修を施さなくても、空調の効果が見込めることが確認できたため、断熱改修は行わない予定である。

続いて、「小規模特認校」として、「特徴ある教育」などの質問に対し、土屋小学校の特徴ある教育として、豊かな自然環境の中、小規模の良さを生かし、異なる学年が同じ場で学ぶ機会があり、児童同士が教え・教わる姿も見られる。また、県内初のセーフティープロモーションスクール認証校であり、安全に対する意識も高く、世界一安全な学校を目指している。教育内容については、学習指導要領に定められており、これまでと違いはない。また、通学への配慮については、土屋小学校に通いたい・通わせたいと思う児童・保護者が希望する制度なので、自家用車などによる送迎も含めて、保護者の責任のもとで通学していただくものと考えている。自家用車などの送迎場所は、安全に配慮した場所を現在調整中であると答弁した。

続いて、「統廃合と小規模特認校の選択」との質問に対し、少子化による小規模校化が進む中で、統廃合や小規模特認校をどのように選択していくのかについては、今後の適正規模等の検討の中で考え方を整理するとともに、学校や地域との協議を踏まえて検討していくものと考えていると答弁した。

湘南フォーラムの出村 光議員の「子どもを育む環境づくり」のうち、「教育施設の改修の進捗」として、「学校施設の大規模改修は計画通り進められているか」、「学校のトイレ洋式化率の状況、繰上げ整備計画、全校完了時期」との質問に対し、学校施設の大規模改修については、平塚市学校施設の個別施設計画に則り、外壁、屋上防水、照明のLED化などトイレを含む改修を実施しており、計画どおり進んでいる。トイレの洋式化について、大規模改修工事に加えトイレに特化した改修を実施している。学校のトイレ洋式化率は、令和6年度末時点で72.8%になる見込みで、完了は令和11年度を予定していると答弁した。

続いて、「安心・安全で快適なまちづくり」のうち、「避難所の環境整備と被災者への迅速な支援」、「避難所となる小中学校体育館の空調整備」についての質問は、先ほどの説明と重複するため割愛する。

湘南フォーラムの久保田 聡議員の「教育委員会へ問う」のうち、「中学校給食の更なる充実に向けて」として、「学校給食センターの業務の棲み分けと人員の配置状況」との質問に対し、事業者が担っている業務は、給食調理、配送・回収、食器食缶の洗浄、施設の維持管理などである。学校給食センター常駐の従業員としては、2月1日現在、調理・洗浄等の業務が101人、配送業務が26人、その他事務、施設の維持管理等業務が7人の合計134人である。市が担っている業務は、食材の調達・検品、献立作成、食育指導などがあり、栄養士が10人、事務職員が1人の合計11人が施設に常駐していると答弁した。

続いて、「人員や物資に関して急なトラブルが生じたケース」との質問に対し、人員については、体制を整えているため、人員不足が発生したことはない。物資については、食材の検品・下処理時に異物を発見し、取り除くことが困難であったため、使用を中止して代

替食材で対応を行ったケースがあったが、重大な異物混入の事例はないと答弁した。

続いて、「学校現場における給食の配膳や時間などに関して見えた課題」との質問に対し、中学校では、朝の学活や移動時間の短縮、放課後に影響がない範囲で日課を延ばすなどして、対応している。このような状況の中、配送等の遅れによる日課への影響がないよう、円滑な給食運営に努めており、給食提供に係る時間についての課題は、報告を受けていないと答弁した。

続いて、「食材選定の上で地場食材の使用に対する考え方」との質問に対し、需要量と供給量の課題はあるが、小・中学校長や栄養士などで構成している物資選定委員会において、地場産品を優先して、給食食材に取り入れていると答弁した。

清風クラブの黒部 栄三議員の「諸課題」のうち、「新学校給食センター稼働から半年」として、「新給食センターの評価、現状と課題」との質問に対し、配送・配膳については、食缶、コンテナ、配送車等を変更したが、小学校での配膳員経験者を中学校に配置するなどの対応をしたことで、円滑に提供ができており、学校からは好評をいただいていると答弁した。

続いて、「給食費の補助額」との質問に対し、学校給食は、食材費として小学校は児童一人当たり月額 880 円、中学校は生徒一人当たり月額 960 円を補助する。保育給食は、施設に対して、園児一人当たり月額 500 円を補助すると答弁した。

続いて、「新給食センターで使用する平塚産はるみ米は足りるのか」との質問に対し、学校給食に使用する米は、令和 7 年度についても、必要量は確保できていると聞いており、その上で、可能な限り平塚産はるみを提供する予定であると答弁した。

日本共産党平塚市議会議員団の高山 和義議員の「令和 7 年度施政方針から」のうち、「4 つの重点戦略から」、「重点戦略 1 「子どもを育む環境づくり」」として、「学校給食費無償化の実施予定」との質問に対し、実現には、年間 10 億円以上の財源をどのように確保するかが課題となる。現在、国の令和 7 年度予算案をめぐり、政党間で協議されていることを承知しているので、今後も国の動向を注視していくと答弁した。

無所属の臼井 照人議員の「議案第 25 号 令和 7 年度平塚市一般会計予算」のうち、「新規・拡充等の主な施策から」として、「中学校（3 校）屋内運動場空調機設置の目的」、「対象の中学校とその選定理由」、「整備スケジュールと賃借期間」との質問については、先ほどの説明と重複するため割愛する。

## ○学校教育部長

公明ひらつかの上野 仁志議員の「教育長に問う」のうち、「コミュニティ・スクール」として、「学校運営協議会を設置することにより、どんな課題を解決できたのか」、「地域との連携で児童生徒はどんな学びを得たのか」との質問に対し、解決できた課題としては、教育活動の質の向上や、学校の環境整備、学校の活性化などが挙げられる。地域人材や地域教材を積極的に活用した取組により、特色ある学校づくりを進めることや、子どもたちの地域への誇りと愛着を育むことにもつながっていると捉えていると答弁した。

続いて、「全校設置のスケジュール」などの質問に対し、令和 7 年度には全小中学校がコミュニティ・スクールとなる予定である。設置に当たっては、委員となる方の人選や、学校と地域の双方をコーディネートする人材の確保などが課題として挙げられる。そこで、

教育委員会と学校で、連絡会を組織し、協議している。また、次年度設置校は、地域や保護者の方に説明したり、教員研修を行ったりして準備に当たっていると答弁した。

続いて、「平和教育」として、「本市の児童生徒に平和の大切さをどのように刻んでいくのか」との質問に対し、平和に関する教育は、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて各教科等で行っている。引き続き、学校教育全体を通じて、児童生徒が平和の大切さを理解し、平和な社会を築くための価値観や行動を身に付けられるよう取り組んでいくと答弁した。

続いて、「被爆地である広島や長崎への修学旅行や交流事業などを行うことについての見解」との質問に対し、広島や長崎への修学旅行や交流事業は、平和への理解を深めたりする上で有意義な取組であると認識している。本市でも、修学旅行で広島に行ったり、空襲体験者から話を聞いたりする学校もある。引き続き、平和の大切さを涵養できるよう取り組んでいくと答弁した。

湘南フォーラムの小泉 春雄議員の「平塚のこれまでとこれから」のうち、「国の予算動向と市財政への影響」として、「高等学校等修学支援事業の現在の支給者数」などの質問に対し、高等学校等修学支援事業は、本市独自の事業で教科書や学用品など授業料以外の費用に対して支給しており、令和5年度の支給者数は、139人であると答弁した。

公明ひらつかの石田 美雪議員の「発達支援が必要な子どもの学びの場と居場所を切れ目なく」のうち、「私立幼稚園への補助金の見直しについて予算にどのように反映されたのか」との質問に対し、令和7年度の私立幼稚園特別支援教育補助金については、令和6年度と同程度となっている。私立幼稚園においても配慮が必要な子どもの受入れに協力いただけるよう、制度の改正について検討しているところであると答弁した。

続いて、「小学校の通級指導教室には希望通りに通えているのか」との質問に対し、通級指導教室には、人数等による制限はない。通級への希望があった場合、平塚市教育支援委員会において審査を行い、通級による指導が適していると認められることで、通うことができるようになる」と答弁した。

続いて、「小学校の通級指導教室の今後の在り方の検討について」などの質問に対し、小学校の特にまなびの教室では、巡回指導の導入に向け、準備や調整を行っている。また、中学校の通級指導教室の設置については、その必要性を認識している。現在、近隣自治体の先行事例について調査研究を行っており、成果や課題について情報を収集していると答弁した。

湘南フォーラムの出村 光議員の「子どもを育む環境づくり」のうち、「学力向上」、「英語力の強化」として、「令和5年度の全国学力・学習状況調査の英語を含めた結果とそれに対する見解、またその後の対応」などの質問に対し、令和5年度の調査では、小学校の国語、算数及び中学校の国語の平均正答率は全国をやや下回り、中学校の数学は全国と同等であった。本市中学生の英語力の実情だが、調査では、中学校の英語の平均正答率が全国をやや上回る結果となっている。教育委員会としては、評価の仕方等を含めた研修会を実施し、創意工夫のある分かりやすい授業づくりを支援していると答弁した。

続いて、「諸課題」のうち、「中学校の部活動指導員」として、「何校で実践されているか」などの質問に対し、令和6年度は、部活動指導員を市内3校に3名配置しており、それぞれ水泳競技、陸上競技、バスケットボールの指導に従事している。効果としては、教員の

負担軽減につながっていることが挙げられる。また、生徒にとっても専門的な指導を受けられることで、前向きに活動できていると認識していると答弁した。

しらさぎ・無所属クラブのはた 文昭議員の「平塚市の社会教育施設等の休館予定と今後について」のうち、「勤労会館、青少年会館、教育会館の耐震診断結果と Is 値」などの質問に対し、耐震診断結果は勤労会館、教育会館共に基準を下回っており、青少年会館は耐震診断を行っていない。勤労会館と青少年会館は閉館後に解体するが、時期については、周辺施設の状況等を踏まえて検討していくと答弁した。

続いて、「勤労会館と青少年会館の機能や役割を教育会館が担えるのか」との質問に対し、勤労会館、青少年会館、教育会館の統合については、公共施設最適化の観点から会議室として使用する部屋を1つの施設に集約し、その他の目的で使用する場合は、市内公共施設等、他の施設を使用していただくことになる。平成28年に休館日や会議室の利用状況等を調査し、3館を統合しても各館の設置目的に沿った会議室の利用については賄えると判断していると答弁した。

続いて、「図書館行政と学校図書館について」のうち、「小中学校で働く学校図書館職員の人数」との質問に対し、学校司書として、小中学校に一人ずつ配置されていると答弁した。

清風クラブの須藤 量久議員の「未来の礎を築く教育のまち 平塚」のうち、「第3期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅢ～（素案）から」として、「令和6年度全国学力・学習状況調査における本市の結果とこれまでの成果や課題」との質問に対し、小学校国語、算数及び中学校国語の平均正答率は全国をやや下回り、中学校数学は全国と同程度となった。本調査からは、自分で考え、自分から取り組むことやお互いに協力しながら課題の解決に取り組むことなどができる児童生徒ほど、学力の定着との関わりが見られる傾向にあることが分かった。教育委員会では、評価の仕方等の研修会を行い、各学校では創意工夫しながら授業改善を進めている。一方、学習指導と学習評価を一体的に進めることについては、改善を図っていく必要があると捉えていると答弁した。

続いて、「授業づくり推進事業における取組」との質問に対し、指導主事が各学校で授業を参観し、指導助言をしている。その際には、全国学力・学習状況調査の問題を活用したり、授業実践例や好事例を紹介したりしている。計画訪問では、授業者が授業の計画をずる段階から指導主事が関わることにより、教員の授業改善や指導力の向上に努めていると答弁した。

続いて、「幼・保・小・中連携の推進事業」との質問に対し、幼・保・小・中連携学習研究会では、授業公開と研究実践の発表、研究協議を行った。また、各学校や園の主体的な連携・交流を推進するため、中学校区の小・中の管理職が会議を開いたり、教職員が互いの学校を訪問したり、中学校区合同の教職員研修を行ったりしていると答弁した。

続いて、「放課後自主学習教室事業」との質問に対し、令和5年度は小学校6校で延べ3,383名が参加した。令和6年度は、2月現在小学校6校で延べ3,055名が参加している。自分で決めた学習に取り組み、分からないところを指導員から直接教えてもらうことで、子どもたちは学習の楽しさや、できる喜びを実感できていると捉えていると答弁した。

続いて、「教科担任制」の現状と今後の推進」との質問に対し、今年度、小学校高学年教科担任制推進協力校の市内小学校11校に教員が加配され、5・6年生の算数、理科の専

科指導を行っている。推進協力校以外の小学校でも、専科教員が英語や音楽等の指導を行ったり、学級担任等が交換授業をしたりする等して、教科担任制を実施している。実施校からは、「充実した教材研究ができる」、「チームでの児童指導が行いやすくなった」、「相談できる教員が複数いるため、児童の安心感につながっている」等の意見が報告されている。

今後は、各学校の実情に応じた形で教科担任制が実施できるよう支援するとともに、専科教員が、より多くの学校に配置されるよう県に働きかけていくと答弁した。

公明ひらつかの五十嵐 豊議員の「平塚市の熱中症対策について」のうち、「通学路の熱中症対策」として、「小学校毎の通学路の距離の把握」との質問に対し、各小学校の学区における、学校からもっとも離れた地点のおおよその距離として、2 km以上3 km未満となっている学校が3校、1 km以上2 km未満の学校が17校、1 km未満の学校が8校となっていると答弁した。

続いて、「通学路の熱中症の危険度の確認や対策」などの質問に対し、各学校では、日頃の体調管理の重要性やこまめに水分補給をするよう指導するとともに、児童の水筒が空になった場合には、学校の水道水を補給するよう併せて指導している。熱中症に配慮した登下校時の見守りを地域の団体等をお願いしている学校は10校で、学区の町内福祉村や通学路上の店舗に給水の協力をいただいている事例もあると答弁した。

続いて、「夏場、学校から児童に対し、登下校時の負担軽減の配慮」との質問に対し、多くの学校では、児童が、ランドセルではなくリュックサックなどのカバンを選択できるようにしたり、一部の学習用具を、教室に置いて帰ることができるようにしたりするなど、児童の持ち物が軽くなるような配慮をしていると答弁した。

続いて、「保護者に対して学校から熱中症対策の通知」との質問に対し、各学校では、保健便りや学校便り等を通じて、保護者に対して、熱中症対策にかかる情報提供や注意喚起を行っているとして答弁した。

湘南フォーラムの久保田 聡議員の「教育委員会へ問う」のうち、「教育現場におけるハラスメントについて」として、「教職員間のハラスメントに関して、教育委員会に相談があった内容と件数」との質問に対し、令和4年度3件、令和5年度3件、令和6年度は、現在までで4件である。相談内容は、管理職からの指導の仕方や、職員同士の関係についてとなっていると答弁した。

続いて、「相談があった際の実態把握と対応」などの質問に対し、実態の把握だが、教職員課の担当者が相談者から話を聞く。その後、本人の意向を尊重したうえで、相手や関係者から話を聞き、ハラスメントに該当することについての事実確認を行う。該当する事実が確認されれば、報告書にまとめて、県教育委員会へ提出し、以後の対応は、県教育委員会が行う。市教育委員会において、要綱の制定や相談窓口を設置することは必要だと認識しており、令和7年4月に、ハラスメントの防止等に関する要綱が施行できるよう準備を進めている。相談窓口の設置も位置づけ、その周知にも努めていくと答弁した。

清風クラブの黒部 栄三議員の「諸課題」のうち、「児童・生徒のいじめ、自殺の増加について」として、「最近の小・中学校でのいじめの認知件数」との質問に対し、小学校は、令和3年度2,983件、令和4年度3,108件、令和5年度3,022件である。中学校は、令和3年度521件、令和4年度368件、令和5年度406件であると答弁した。

続いて、「ネットリテラシー教育をどう行っているか」との質問に対し、各学校では、特

別の教科 道徳や特別活動、総合的な学習の時間を中心に、各教科や児童生徒指導と連携を図りながら、情報モラルに関する指導を行っている。また、少年補導員が作成したSNSトラブル防止の啓発DVDや、携帯電話教室等を活用して、ネットリテラシー教育を実施している学校もあると答弁した。

続いて、「他者の感情に共感し、傷つけないコミュニケーションを心掛ける教育の学校での取組状況」との質問に対し、各学校では、学校教育全体を通して、他者と協力しながら課題解決に取り組んだり、互いのよさや違いを認め合いながら折り合いをつけて合意形成を図ったりする中で、共感的に他者を理解しながらコミュニケーションすることの大切さを学んでいると答弁した。

続いて、「子どもたちが助けを求められる体制づくり」との質問に対し、学校では、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するとともに、SOSの出し方に関する教育の推進を図っている。教育委員会では、支援が必要な児童生徒の早期発見、早期対応を図る為、1人1台端末を活用した相談システムである平塚市子ども相談フォームの運用を令和5年度から行っている。長期休業前には、相談できる機関の連絡先一覧を配付していると答弁した。

続いて、「本市のインクルーシブ教育の取組」との質問に対し、障がいのあるなしに関わらず、全ての子どもたちができるだけ同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進を図っている。特別な教育的配慮が必要と思われる児童生徒については、保護者の意向を大切にしながら、本人に適した学びの場の提供と必要な支援を行っていると答弁した。

続いて、「部活動の地域展開について」として、「これまでの取組と、今後の展開について」との質問に対し、本市では、部活動指導員と特別地域指導者を新たに導入し、学校や生徒の活動を支援している。部活動の地域展開については、受け皿となる地域団体や指導者、活動場所の確保、家庭の費用負担等、課題が多岐にわたると認識している。そのような状況でも、子どもたちのスポーツ活動や文化活動を支えることを前提に、引き続き関係各課が連携し、部活動の地域展開と地域連携の両輪で、本市の実情に合った部活動の在り方を研究していくと答弁した。

日本共産党平塚市議会議員団の高山 和義議員の「令和7年度施政方針から」のうち、「4つの重点戦略から」、「重点戦略1「子どもを育む環境づくり」」として、「平塚市内の過去3年間のいじめ認知件数及び不登校児童生徒数」との質問に対し、いじめ認知件数は、小学校が、令和3年度2,983件、令和4年度3,108件、令和5年度3,022件である。中学校は、令和3年度521件、令和4年度368件、令和5年度406件である。不登校児童生徒数は、小学校が、令和3年度192人、令和4年度217人、令和5年度253人である。中学校は、令和3年度320人、令和4年度400人、令和5年度406人と答弁した。

続いて、「平塚市文化公園会館の設置及び管理等について」のうち、「利用団体への説明」などの質問に対し、登録団体数は、勤労会館で554団体、青少年会館で139団体、教育会館で43団体となっており、施設統合については、各利用団体へ文書でお知らせしたほか、案内掲示やホームページにより周知している。利用時間は、2時間単位の6コマとすることで、より多くの団体が利用できるようにし、使用料に関しては、施設の設置目的に合った団体は、現行と同程度の負担となるよう減免を行う予定であると答弁した。

無所属の佐藤 由美子議員の「公共施設の相次ぐ改修工事、休館、閉館について」のう

ち、「平塚市文化公園会館の設置及び管理等に関して」として、「有料化と金額設定の理由」との質問に対し、施設の設置目的に合った団体は、現行と同程度の負担となるよう減免を行う予定であると答弁した。

続いて、「中学校の部活動地域移行について」のうち、「本市の部活動の在り方に対する考え」との質問に対し、本市の部活動の在り方については、これまで部活動の在り方研究協議会等を通じて研究してきた。子どもたちのスポーツ活動や文化活動を支えることを前提に、地域のクラブ等で活動する部活動地域展開と、部活動指導員等の地域人材を活用すること等による部活動地域連携の両輪で、本市に適した部活動改革を推進していくことが重要だと捉えている。引き続き関係課と連携し、研究していくと答弁した。

## ○社会教育部長

清風クラブの諸伏 清児議員の「公共施設の取組について」のうち、「南図書館代替施設の効果」との質問に対し、南図書館休館中の対応としては、休館中の図書館サービスの維持とともに、駅前予約図書受取所のサービス向上を図るため、ラスカ6階「ひらつか 駅の図書室」を3月11日にオープンする。より広い場所を確保したことで、今後は利用登録やリクエストのほか、資料の閲覧や学習用のスペースの提供により、読書環境の維持、向上が図られると答弁した。

湘南フォーラムの小泉 春雄議員の「平塚のこれまでとこれから」のうち、「中央公民館に替わる施設」として、「今後の中央公民館のあり方は、どのような検討をし、いつまでに結論を出すのか」、「大ホールと同等の施設の考え」との質問に対し、中央公民館が担ってきた市民活動の成果の発表の場としてのホール機能は必要と考えているので、令和7年度の早い段階で庁内関係課による組織を立ち上げ、様々な視点から検討を進めていく。検討の内容については、3館統合による会議室等の需要や将来的なニーズなどを踏まえるとともに、必要な機能やコストのほか、施設の規模、場所、複合化、運営形態等、多岐にわたる課題があるので、それらの課題を整理しながら進めていくと答弁した。

続いて、「地区公民館利用団体への説明」との質問に対し、3月26日に中央公民館で開催する説明会については、地区公民館の利用団体の方が参加いただける。また、地区公民館の主事が、各館の運営委員会で、順次説明を行っているところであると答弁した。

しらさぎ・無所属クラブのはた 文昭議員の「平塚市の社会教育施設等の休館予定と今後について」のうち、「中央公民館の休館に伴う利用団体の合意」などの質問に対し、耐震化対策を施していない中央公民館の使用を継続していくことは、市民の安全性を確保することができず危険性が高いと考え、令和8年10月1日からの休館を市として判断したものであると答弁した。

続いて、「中央公民館の在り方検討部会の結論」、「令和9年度の中央公民館休館期間中の代替施設」、「令和10年度以降の中央公民館の方針」などの質問については、先ほどの説明と同様であるため割愛させていただく。

続いて、「図書館行政と学校図書館について」のうち、「平塚市図書館と学校図書館の関係」との質問に対し、学校司書の研修等へ図書館職員を講師として派遣、司書教諭打ち合わせ会等への参加など、職員同士の交流による情報提供や意見交換のほか、小中学校への資料貸出や、学校のタブレット端末で電子図書館が利用できる。また、各学校からの図書

の選書や修繕等に関する相談対応や、児童生徒の図書館見学、中学生の職場体験等の受入れを随時行っていると答弁した。

続いて、「図書館システムの更新」との質問に対し、今回のシステム更新は、デジタル化に対応したサービスの向上を主な目的としており、スマートフォンやタブレット端末からの利便性が向上する。主な新機能としては、スマートフォンが図書館カードとして利用可能になること、マイナンバーカードを連携手続きしていただくことで、図書館カードとしても利用できることである。また、デジタル化したデジタルアーカイブなども充実すると答弁した。

続いて、「中央図書館窓口等業務委託と地区館指定管理者制度の導入による効果」との質問に対し、令和2年度に中央図書館窓口等業務を委託したが、図書館運営の専門的な研修受講者や司書資格所持者、図書館勤務経験者の継続的かつ、多数の配置により、業務の質が向上している。令和4年度に地区館に指定管理者制度を導入したことで、開館日の増加や開館時間の1時間延長なども実現されている。経費削減については、導入前と導入後を比較した効果額は、年間約4千万円となっていると答弁した。

続いて、「第27回神奈川学校図書館大交流会と本市の関わり」との質問に対し、当該団体から本大会への本市の後援、共催などの要請は受けておらず、今までにも団体からの情報提供、加盟の呼びかけもないと答弁した。

無所属の佐藤 由美子議員の「公共施設の相次ぐ改修工事、休館、閉館について」のうち、「なぎさふれあいセンター改修工事や中央公民館休館に伴う対応など」として、「中央公民館の団体を地区公民館の団体登録要件を緩和することで受入れ可能とした根拠」との質問に対し、昨年6月、9月及び12月に、実際に中央公民館を利用した団体の会員の住所から、対象区域となる地区公民館を推測し、それぞれの団体が月3回利用した場合に、地区公民館の利用されていない時間帯に収まるかどうか調査をしたところ、中央公民館利用団体を地区公民館で受入れることは可能と考えていると答弁した。

## 【質疑】

### ○大野委員

須藤議員への奏プランⅢに関連した全国学力学習状況調査に関する答弁の中で、学習指導と学習評価を一体的に進めることについては、改善を図っていく必要があると捉えているとあるが、現状と改善の方向性について、詳しく教えていただきたい。

### ○教育指導課長

子どもの目指すべき姿をしっかりと持ち、授業を構成すること、授業を進めることについて課題があると感じている。

教育委員会としては、計画訪問や要請訪問などを通じて、子どもの姿を軸に、授業研究を進めていただいている。指導主事が授業を計画する段階から関与し、相談に乗りながら進めていくことで、授業の質を向上させていきたいと考えている。

### ○大野委員

次に、須藤議員への答弁にある教科担任制についてだが、平塚市内でも小学校の教科担

任制が進んできていることがわかった。しかし、推進協力校が 11 校ある中で、加配が 1 名ということについては、もう少し加配してほしいと思う。

実施校から、「充実した教材研究ができる」、「チームでの児童指導が行いやすくなった」、「相談できる教員が増えて安心感につながっている」という報告は、まさに教科担任制のメリットだと思う。

一方で、小規模校での実施の難しさや、時間割編成が非常に複雑になるなど課題もあると思うので、今回の答弁にもあるように、今後の推進のために、市内の事例等を共有する場を充実していただけるとありがたい。

### ○菅野委員

土屋小学校の小規模特認校化についてだが、土屋小学校に通うが、土沢中学校区には住んでいないお子さんの進学はどのようになるのか。一緒に学んだ子どもたちと同じ中学に進学したいという声もあると思うので、柔軟な仕組みがあるとよいと思う。

### ○教育総務課長

土沢中学校に進学することも、お住いの地域の中学校に進学することも、どちらもできるような方向で考えている。

### ○菅野委員

平塚市子ども相談フォームが令和 5 年度から稼働しているとのことだが、この取組について、現時点の評価を伺いたい。

### ○教育指導課長

平塚市子ども相談フォームについてだが、機能としては、直接相談を受け付けるようなものではなく、子どもが誰に相談したいか、どの程度の悩みなのかなど、選択できるような形となっている。例えば、子どもが学校の担任の先生に相談したいと選択した場合、それを学校へ連絡し状況を伝えるなど、学校と子どもたちをつなぐための役割を担うものになる。

相談件数については、今年の 4 月から 11 月までで 94 件であったため、現時点では 100 件を超える相談が来ているような状況になっていると思う。

学年としては小学校 5 年生ぐらいから相談件数が増えている。誰に相談したいかについては、担任の先生が非常に多くなっている。このことから、子どもは普段担任の先生とは接しているが、なかなか自分からは相談できないという状況があると考えている。

### ○増井委員

熱中症対策ということで数字を挙げていただいたが、通学距離が 2 km 以上 3 km 未満の小学校在 3 校あるとのことである。

私は大神に住んでおり、移転前の相模小学校では子どもの足で 1 時間弱かけて通学していた子どもいたが、移転後は距離的な状況はよくなったと思う。

しかし、相模小学校では位置が変わったことで、今度は通学路に人が少なく、季節によ

っては、暗くて怖いようなこともあるように思っている。

熱中症対策とともに、通学路の安全という点についても、学校と協力し考えていただければと思う。

## (2)平塚市学校業務改善方針プラン2について

### 【報告】

#### ○吉野教育長

当該方針の改訂について報告するものである。

詳細は、教職員課長から報告する。

#### ○教職員課長

教職員の働き方改革について、令和3年4月に平塚市学校業務改善方針を策定し、学校と教育委員会が一体となって学校の業務改善に向けて取り組んできた。

方針策定から4年が経ち、これまでの取組を見直し、さらに改善させていくために、関係各課との協議や安全衛生委員会での協議を踏まえ、新たに平塚市学校業務改善方針プラン2として改訂した。

神奈川県教育委員会の神奈川の教員の働き方改革に関する指針もここで改訂され、3ページの目標については、県に準拠し、長時間勤務の是正、教職員のウェルビーイングの向上となっている。

4ページ以降は、2つの目標ごとに、教育委員会が行う取組、学校が行う取組とわけて、具体的な項目を記載してある。

この方針に則って、働き方改革を進めていく。

そして、年度末に、各課からの取組報告をいただき、必要に応じて、改善を行っていく。また、4月から市のホームページに公表をしていく予定である。

### 【質疑】

#### ○大野委員

子どもたちへのより良い教育を実現するためという業務改善の目的が明確に示されている。また、方針として、長時間勤務の是正、教職員のウェルビーイングの向上が掲げられているところもとてもよいと思った。在校時間を短くする、つまりは超過勤務を減らすということが、働き方改革の目的というようにされがちではあるが、ウェルビーイングの向上があることにより、教職員の健康の確保や働きやすさ、仕事にやりがいを感じられることなどが、実は子どもたちへのよりよい教育の実現のためには必要であることが、このプランでは明確に示されている。

教員が長時間労働で疲弊しきっては質の高い教育は実現できないことを、教育委員会も学校の管理職も、教員自身も、保護者も、市民もしっかり共有することが大切だと思う。

3ページにウェルビーイング向上の目標が記載されており、働きやすい職場と感じてい

る教職員の割合が80%、仕事にやりがいがあると感じている教職員の割合が80%とあるが、これはどのような方法で調査・評価をするのか。

### ○教職員課長

毎年12月に教職員に対して勤務実態調査というものを行っており、その中の特定の質問項目を集計することで評価を行う。

今年度も既に実施しており、小学校では80%近くになっているが、中学校は少し低くなっている。

### ○大野委員

続いて、4ページの長時間勤務の是正について、「学校が担ってきた業務で教育委員会が担う業務の実施」の個所を見ての感想である。

夏休みの課題を一括集約し学校に周知すること、尿検査キットの提出用袋を氏名等が印字されたものを配布すること、また危険な場所の清掃は業務委託を実施すること、危機管理マニュアルや通学路図修正等の業務負担を軽減することなど、具体的に記載されており、教育委員会の各課が、それぞれ学校の業務改善に向けて、工夫していることがわかった。

2ページの月80時間以上の超過勤務、いわゆる過労死ラインと言われているものの割合が減ってきているのは、今述べたこと以外にも、例えば各種スタッフの配置、給食費の公会計課、時間外の電話の自動音声対応、部活動の地域指導者・指導員派遣など、教育委員会が行っている取組も、学校の取組と併せて効果が出ているためだと思う。

続いては意見になるが、今後学校の働き方改革、業務改善をもう一步進めるためには、教職員一人一人が当事者となって取り組むという意識改革が必要だと感じている。働き方改革は、国が教員定数を増やしたり、学習指導要領を見直したり、そういったことがなければ無理だと誰もが思ってしまうがちである。また、子どものためだから、これまでやってきたからなど、業務をやめられない学校の事情もあると思う。学校がやっていることで、子どものためにならないことなどないと思うが、限られた時間の中で、質の高い教育を行うにはどうするかという視点が必要かと思う。そのような中、実は学校の裁量で変えられることも少なくないと思っている。例えば、運動会や作品展、登下校の指導、清掃、校内文書の作成などは、学校の裁量でやり方を変える、減らす、やめる、地域に協力を求めるなどしてもよいかもしれない。管理職だけではなく、教職員みんなで、また時には保護者や地域の方々とも意見交換を行うことが今後必要だと思う。

国、県、教育委員会、校長先生だけが取り組むのではなく、教職員一人一人が子どもたちへのよりよい教育の実現に向けた目標を共有し、校内で業務や教育活動の見直しを進めることが、働き方改革の実現には重要だと思う。教職員が当事者意識を持つという視点での啓発も行っていただければ、平塚市の学校業務改善も一步進むのではないかと思う。

### ○増井委員

先日、私の歯科医院に教員の方が来た。業務中のトラブルで前歯を折ったとのことだったが、その時話していたのが、「業務上の怪我だから診療時間中に歯医者に来られるが、普段は多忙のため医療機関にかかることは難しい」とのことだった。

よりよい教育を実現するため、教員の健康は非常に大切だと思う。軽傷の場合などでも教員が気軽に仕事を抜けられる仕組みが実現できるとよい。

### ○小林委員

ストレスチェックについて、民間の会社だと社員ストレスチェックをやっている。学校の場合もやっていると思うが状況はどうか。

もう1点、長時間労働の是正については記載があるが、年間休日を改善するような視点はあるのか。

### ○教職員課長

ストレスチェックについては学校でも実施しており、高ストレス者については、本人に対して産業医の面接など案内がある。また、実施結果に基づき、学校ごとに専門医から改善に向けての研修を受けている。

年間休日については変更の予定はない。

## (3)令和6年度子ども教育相談センター研修等事業報告について

### 【報告】

#### ○吉野教育長

令和6年度に開催した各種研修会・研究会の報告をするものである。

詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

#### ○子ども教育相談センター所長

子ども教育相談センターでは、支援教育に根差したインクルーシブ教育の推進、各校における支援体制の整備、支援の出発となる教育相談の在り方に関する研修会や研究会、担当者会を毎年開催している。

配布した資料を参照いただきたい。各研修・研究会等の開催日、内容、講師、参加者数は各表のとおりとなっている。

夏季休業中に開催される、教育相談・支援教育研修会では、参加人数が100人を超える回もあり、通常の学級、特別支援学級を問わず、先生方の支援教育への意識が年々高まっていると感じている。

参加した先生からは「夏休み明けの保護者対応・児童対応に生かせる内容で、大変勉強になった」「自分のクラスのある子の行動には、こういう意味があったのではないかと、考えるきっかけになった」「自分の今までの取組が間違っていなかったと確信できてよかった」といった感想をいただいている。また、学校訪問事例研究会では、校内で課題を抱えた児童生徒の事例を報告し、参加者が意見を交換し合う中で、児童生徒について理解を深めた。講師の先生から、事例の見方や考え方、今後の対応についての助言をいただいた。

令和7年度も、先生方のニーズに合った研修会等を実施する予定である。

## 【質疑】

なし

## (4)平塚市子ども読書活動推進計画(第5次)の策定及びパブリックコメント手続きの実施結果について

### 【報告】

#### ○吉野教育長

当該計画の策定及びパブリックコメントの実施結果を報告するものである。  
詳細は、中央図書館長から報告する。

#### ○中央図書館長

本市の子ども読書活動は、資料1ページ「案件の概要」にもあるとおり、平成17年(2005年)3月に第1次となる平塚市子ども読書活動推進計画を策定し、その後も計画を更新、推進してきたが、現在の第4次計画の期間が今年度で終了することから、第5次計画を策定したものである。

計画策定に当たっては、学識経験者や地域で活動する関係者等の意見も踏まえるとともに、内容を公表し市民に広く意見を求めるため、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施した。

結果としては、個人4人から11件の意見をいただいた。その対応区分としては、反映が1件、参考が10件としている。

反映とした意見は、本に関係した場所が少ないことが、子どもの読書環境の悪化となっているのではないか、という内容で、今回の第5次計画でも、家庭、地域、学校等の様々な場面で、全ての子どもたちが読書に親しめる環境づくりを進めるものとして、計画の趣旨に沿っているため、対応区分を「反映」としたものである。

その他の意見は、学校図書館関連、電子図書館、公民館への常設図書室などへの要望等といったもので、いずれも「参考」としている。

続いて、子ども読書活動推進計画(第5次)概要版を参照いただきたい。

第5次計画は、これまでの課題、現状を踏まえて取り組むもので、令和7年度から11年度までの5年間で計画期間としている。

基本理念として「みんなでつなぐ 読書のまち」を掲げ、「子どもが読書に親しむための環境をつくる」「子どもが読書に親しむことをみんなで支える」を基本方針として、家庭、地域、学校等のそれぞれにおける読書活動の推進を施策の3つの柱としている。

その中でも、「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を重点的に実施すべき取組に位置づけるとともに、次ページにお示した39の事業を、庁内関係課をはじめ、各中学校区子ども読書活動推進協議会などと協力して推進していく。

## 【質疑】

## ○大野委員

パブリックコメントを読むと、学校図書館、学校司書に関する意見が多く寄せられていると感じた。

平塚市では、市内の小中学校全校に学校司書が配置されて 20 年近くになり、司書教諭と連携し、学校図書館の充実につながっていると思う。配置前より充実したということにとどまらず、更に活性化させるための方策が求められているように思う。

各教科と連動した学校図書館機能を更に充実させるためには、学校司書の役割はとても大きいので、この計画ができたことを機会に、学校司書の役割を再認識して、例えば公立図書館との連携、研修、管理職への啓発など、方策はいろいろあると思うが、学校司書の力を十分に発揮できるようにすることが大切なのではないかと思った。

平塚市は全校に学校司書が配置されているということで、学校図書館も充実していくことを願っている。

## (5)平塚市美術館の博物館登録について

### 【報告】

#### ○吉野教育長

博物館法に定める登録を行ったことを報告するものである。  
詳細は、美術館長から報告する。

#### ○美術館長

令和 5 年 4 月 1 日、博物館法が改正され、再度登録手続きをしない場合、令和 10 年 3 月 31 日までは登録博物館とみなされるが、それ以降は登録博物館ではなくなるものである。

美術館は、開館当時、登録手続きを行い、県所管域では第 28 号として登録され、以降、登録博物館として様々な活動を行ってきた。

今回の法改正と、今後予定されている改修工事の予定等を鑑み、美術館においては今年度中に登録申請を行うこととして、昨年 6 月の神奈川県への事前相談以降、県と情報交換を行い、登録申請にむけた準備をしてきた。

今年、1 月 23 日に正式に神奈川県へ登録申請を行い、2 月 4 日の実地調査を経て、2 月 28 日に登録審査を完了し資料のとおり、博物館登録に係る通知を受けたものである。

なお、神奈川県所管域では、資料に記載した施設に続き 12 番目の登録博物館となった。

### 【質疑】

なし

## (6)その他

なし

## 2 教育長臨時代理の報告

### (1)その他

なし

## 3 議案第31号 令和7年度平塚市教育の方針について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

次年度の平塚市教育の方針を定めるものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

#### ○教育総務課長

平塚市教育の方針は、平塚市教育振興基本計画～奏プラン～の実施計画として、毎年度作成している。今年の1月に策定した第3期平塚市教育振興基本計画～奏プラン3～の最初の実施計画となる。

2ページを参照いただきたい。実施計画の位置付けイメージだが、最上位計画として平塚市総合計画があり、それを受けて奏プラン3に位置付けた施策を推進するために、毎年度作成していく。

3ページの進行管理だが、実施計画の取組については、毎年度点検・評価を行い、報告書を作成したのち公表していく。

4ページの連携推進体制のイメージだが、実施計画には多くの事業があるが、学校教育と社会教育が連携し、取組を推進していく。

5ページの構成事業の見直しだが、奏プラン3の策定に伴い、構成事業を見直した。新規事業のほか、統合した事業などを、一覧化したものになる。

次ページ以降の第2章 構成事業についてだが、3つの基本方針ごとに、目指す姿・取組方針・成果指標を示しており、さらに施策ごとに事業計画を掲載している。

34ページからは、担当課ごとに、全ての構成事業・97事業を一覧にしている。

各課それぞれが取り組むものもあれば、各課の連携なくしては進めることができない事業も多くある。昨年(point check・評価)の際に、point check・評価委員から意見をもらっているところであるが、教育委員会の各課がしっかりと連携を図り取組を進めるとともに、PRについても積極的に行っていきたいと思う。

### 【質疑】

なし

### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

#### 4 議案第32号 教育委員会事務局等職員の人事発令について

##### 【提案説明】

##### ○吉野教育長

令和7年4月期の教育委員会事務局等職員の人事発令のうち、管理職員の発令について諮るものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

##### ○教育総務課長

教育委員会事務局等職員の人事発令のうち、部長、課長等の発令について説明する。

まず、退職だが、こちらは学校転出が2人となっている。

次に、出向だが、こちらは市長部局への出向が8人、そのうち、役職定年が2人になる。

次に、任命だが、こちらは6人、内訳としては、市長部局からの出向が4人、割愛採用が2人となる。

最後に、昇格・配置替え等だが、こちらは、異動者が1人となっている。

##### 【質疑】

なし

##### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

#### 5 議案第33号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について

##### 【提案説明】

##### ○吉野教育長

組織改正に伴い、規定を整備するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

##### ○教育総務課長

本規則は、令和7年4月1日付で学校給食課の中学校給食推進担当が廃止となることに伴い、平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正するものになる。

まず、第1条「(事務局の機構)」の表中「中学校給食推進担当」を削除する。

次に、別表においても、「中学校給食推進担当」を削除する。

なお、施行日は、附則により、組織改正の日となる令和7年4月1日となる。

##### 【質疑】

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**6 議案第34号 平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について**

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

組織改正に伴い、別表を整備するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

**○教育総務課長**

本訓令は、令和7年4月1日付で博物館の市史編さん担当が廃止となることに伴い、平塚市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するものになる。

別表第2（第4条関係）、こちらは教育委員会内の事務における、教育長の決裁事項及び各部課長の専決事項を定める表になるが、このうち、博物館長の専決事項にある「市史の編さん」を削除する。また、現行の決裁事項にある「博物館事業等」の「等」については、「市史の編さん」を指しているので、こちらも削除する。

なお、施行日は、附則により、組織改正の日となる令和7年4月1日となる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**7 議案第35号 平塚市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について**

**8 議案第36号 平塚市立学校行政文書取扱規程の一部を改正する訓令について**

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

関連案件となるので、一括して審議する。

平塚市立の学校の設置に関する条例の一部改正に伴い規定及び別表を整備するものである。

詳細は、教育総務課長から説明する。

**○教育総務課長**

議案第35号の規則、議案第36号の訓令については、いずれも平塚市立の学校の設置に

関する条例の一部改正に伴うものであり、具体的には、平塚市立土屋幼稚園の閉園を受け、規則及び訓令の一部を改正するものになる。

始めに、平塚市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正だが、第5条第1項は平塚市立の幼稚園の定員及び通園区域を定める規定となるが、こちらの表から平塚市立土屋幼稚園の行を削除する。

次に、第5条第3項は、園児の人数が15人未満の幼稚園については、複式学級とすることができることを定める規定となるが、こちらは字句の整理を行っている。

なお、施行日は改正規則の附則により、令和7年4月1日となる。

続いて、平塚市立学校行政文書取扱規程の一部改正だが、平塚市立学校行政文書取扱規程は、市内、学校等の文書の取扱いについて定めるものであり、別表（第8条関係）は各学校等使用する文書記号を定める表となるが、こちらの表から土屋幼稚園の行を削除する。

なお、当該訓令の施行日は改正訓令の附則により、令和7年4月1日となる。

### 【質疑】

なし

### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 9 議案第37号 平塚市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

在宅勤務及び子育て部分休暇の承認に係る規定を整備するものである。

詳細は、教職員課長から説明する。

#### ○教職員課長

県が取り入れた在宅勤務と子育て部分休暇の承認について、平塚市立学校職員服務規程においても、県に準じて、在宅勤務と子育て部分休暇を服務規程に位置付けるため、一部改正を行うものである。

まず、県立学校職員服務規程に規定されている在宅勤務についてだが、この間、県がコロナ感染症対策として在宅勤務を臨時的に取り入れており、平塚市も準拠してきた。改めて、県が、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備と学校運営への影響を勘案し、正式に制度化したことに伴い、平塚市立学校教職員に対しても、県立学校職員に準じた形で取り扱うものである。

在宅勤務ができる場合として、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に感染した職員等が、他人に感染するリスクが高い期間において在宅勤務を行う場合、または校長が特に認める場合に申し出ることができるとしている。第13条の2として新規に規定している。また、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により、小学校就学の

始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に取得することができる子育て部分休暇が新設されたので、平塚市立学校職員服務規程にも位置付けるものである。第16条の3として、新規に規定している。

これまでもお子さんが、小学校に入る前までは、子育て部分休業を取得することができた。それが、実質、小学校3年生までに延長されたということになる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**10 議案第38号 平塚市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令について**

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものである。詳細は、教職員課長から説明する。

**○教職員課長**

3行目にある地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正により、附則第9条第3項が、附則第9条2項となった。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律において、これまでの付則第9条第2項が暫定再任用の項であったが、今後暫定再任用がなくなっていくことに伴い、これまでの第2項が削除され、繰り上がって、これまでの第3項が第2項となった。

これに伴い、平塚市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する訓令においても、付則第9条2項にある条項のずれを修正するため、一部改正を行うものである。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

## 11 議案第39号 平塚市博物館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

組織改正に伴い、規定を整備するものである。  
詳細は、博物館長から説明する。

#### ○博物館長

令和7年4月1日の組織改正により、博物館市史編さん担当が廃止されることに伴い、市史編さんの担当名及び取り扱う事務を削除するため、条例施行規則の一部を改正するものである。

なお、組織改正の理由だが、令和6年度の年表刊行をもって平塚市史の刊行計画が終了するためである。

改正規定と新旧対照表については、添付の資料のとおりである。新旧対照表の第2条の1、博物館の組織から市史編さん担当を削除し、第2条の2、博物館が取り扱う事務のうち、市史の編さん及び市史等の刊行に関する事、市史資料の収集、整理及び保管に関する事を削除する。

なお、市史編さん担当が取り扱ってきた業務の一部は、今後、学芸担当と管理担当が引き継ぐ。

### 【質疑】

なし

### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 12 議案第40号 教育財産の用途変更について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

土屋幼稚園の廃園に伴い、教育財産の用途を変更する。  
詳細は、教育施設課長から説明する。

#### ○教育施設課長

用途変更する教育財産だが、土屋にある平塚市立土屋幼稚園である。

建物については、幼稚園舎、上屋、倉庫等の施設からなり、資料に記載のと通りの構造、面積となっている。

土地については、総面積1,445.47㎡である。

3月18日に土屋幼稚園が閉園となり、幼稚園として使用しなくなった建物を倉庫として博物館が利活用するため、用途を変更するものである。

なお、用途変更は令和7年4月1日からとなる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

### 13 議案第41号 教育財産の用途廃止について

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

北部学校給食共同調理場の廃止に伴い、教育財産の用途を廃止するものである。

詳細は、学校給食課長から説明する。

**○学校給食課長**

用途廃止する教育財産の内容だが、田村2丁目6番1号にある平塚市立北部学校給食共同調理場となる。

建物は、給食調理棟、ボイラー棟の施設からなり、表のと通りの構造、面積となっている。

土地は、総面積3,638.74㎡、用途廃止の理由は平塚市学校給食センターの開設に伴い、教育財産として今後利活用を行わないためとなる。

なお、用途廃止日は、令和7年3月31日となる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

### 14 議案第42号 教育財産の用途廃止について

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

四之宮公民館の移転に伴い、教育財産の用途を廃止するものである。

詳細は、中央公民館長から説明する。

## ○中央公民館長

用途廃止する教育財産の内容だが、四之宮三丁目 20 番 26 号にある平塚市立四之宮公民館である。

建物は、公民館、管理人棟、自転車置場、物置があり、表に記載されている構造、面積となっている。

土地は、総面積 1604.57 平方メートル、用途廃止の理由は、平塚市立四之宮公民館の新築移転に伴い、教育財産として今後利活用を行わないため、また、用途廃止日は、令和 7 年 3 月 31 日となる。

### 【質疑】

なし

### 【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

## 15 議案第43号 平塚市学校運営協議会の設置について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

新たに学校運営協議会を設置するものである。

詳細は、教育指導課長から説明する。

#### ○教育指導課長

学校運営協議会は、委員となった保護者や地域の方々が学校運営に参画することにより、学校の教育目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的とした合議制の機関となる。

学校運営協議会の設置、組織及び運営に関して必要な事項を定めた平塚市学校運営協議会規則では、第 3 条に「平塚市教育委員会は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域の住民等の学校の運営への理解、協力、参画その他の支援を促進することにより、学校、保護者、地域の住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校の運営の改善及び生徒、児童又は幼児の健全育成に取り組むため、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、平塚市学校運営協議会を置くことができる」とあり、令和 4 年度から 6 年度までの間で、小学校 13 校、中学校 8 校 計 21 校に学校運営協議会を設置した。

今回、中原小学校・土屋小学校・吉沢小学校・金目小学校・南原小学校・勝原小学校・みずほ小学校・山下小学校・大原小学校・土沢中学校・山城中学校・金目中学校から設置申請があったことから、この 12 校において、学校運営協議会を新たに設置するものである。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**16 議案第44号 平塚市いじめ問題対策調査会委員の委嘱について**

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

新たに委員の委嘱をするものである。  
詳細は、教育指導課長から説明する。

**○教育指導課長**

平塚市いじめ問題対策調査会は、いじめ防止対策及び重大事態等に対する調査研究、また、学校におけるいじめの重大事態の調査を行うために、市教育委員会の附属機関として位置付けられており、詳細はこの規則に定められたとおりとなっている。

第2条、委員についてだが、対策調査会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するとあり、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者、福祉に関し専門的知識を有する者とある。また、委員の任期は2年とし、再任されることができるとされている。

本日は、現調査委員が令和7年3月31日を以て、任期満了を迎えることから、この規則に基づき、記載の5名を委員に委嘱するものである。

任期は令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとなる。説明は以上になる。

**【質疑】**

なし

**【結果】**

全員異議なく原案どおり可決された。

**17 議案第45号 地区公民館長の解任及び任命について**

**【提案説明】**

**○吉野教育長**

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤の顧問である地区公民館長について、解任及び任命を行うものである。

詳細は、中央公民館長から説明する。

## ○中央公民館長

平塚市立公民館に置く、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員で非常勤の顧問である地区公民館長について、令和6年4月1日付で任命を行った土屋公民館長 鈴木 信之氏から、一身上の都合により、令和7年3月31日付で職を辞退したい旨申し出があったため、解任するものである。

これに伴い、地区の推薦会から推薦いただいた1人を任命するものである。

なお、当該職は平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例第13条第1項に規定する館長とは異なるものであることを申し添える。

前館長の任期途中での退任に伴う任命で、任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっており、4月1日に辞令交付式を行う予定である。

## 18 議案第46号 平塚市指定重要文化財の指定の解除について

### 【提案説明】

#### ○吉野教育長

1件の物件について、指定の解除を行うものである。

詳細は、社会教育課長から説明する。

#### ○社会教育課長

宗教法人善福寺が所有している「木造 阿弥陀如来立像」は、平成4年3月5日付けで平塚市指定重要文化財に指定されているが、この度、令和7年3月18日付けで、神奈川県指定重要文化財に指定された。

平塚市文化財保護条例第3条では、市内に存在する文化財のうち、文化財保護法又は神奈川県文化財保護条例による指定を受けていないもので、保護の価値ある文化財と認めるものについて、平塚市指定重要文化財に指定できると、規定されている。

したがって、神奈川県指定重要文化財に指定されたことにより平塚市指定重要文化財の指定は重複できないので、平塚市指定重要文化財の指定を解除するものである。

## 19 その他

なし

### 【非公開審議】

#### ○吉野教育長

教育長が、報告第13号、議案第30号の審議に際し、傍聴人及び関係する事務局職員以外の退室について発言した。

## **20 教育長臨時代理の報告**

### **(1)報告第13号 人事案件について**

#### **【結果】**

教育長及び教職員課長の報告の後に採決した結果、全員異議なく了承された。

## **21 議案第47号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について**

#### **【結果】**

教育長及び学務課長の提案説明の後に採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

#### **【閉会宣言】**

#### **○吉野教育長**

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会3月定例会は閉会する。

**(16時15分閉会)**